

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3062号 2016.6.6 発行

### 愛知) 障害者が製造販売するチョコの店 豊橋に本店開業 松永佳伸

朝日新聞 2016年6月6日

#### 障害者がつくったチョコレート菓子が並ぶ店内=豊橋市松葉町



障害者がチョコレート菓子の製造と販売をする店舗「久遠（くおん）チョコレート豊橋本店」が、豊橋市松葉町にオープンした。障害者の雇用や就労を支援する豊橋市菰口（こもぐち）町の一般社団法人「ラ・バルカグループ」が2年前、全国の福祉作業所などに呼びかけてスタートしたプロジェクト。京都や大阪など7店舗に拡大し、障害者約80人が「ショコラティエ」（作り手）として腕を振るっている。



豊橋駅前の「ときわアーケード」に本店ができた。約70種類の商品が並ぶ店内には、ガラス越しにオープンキッチンがある。5人の障害者がチョコの温度に気をつけながら、緑茶や黒豆、次郎柿などを混ぜ込んだ看板商品の「テリーヌ」などを製造する。

同法人の代表理事で本店オーナーの夏目浩次さん（39）は「障害者がかっこよく、社会の中で育ち輝き続けられるよう、一流のショコラティエに育てたい」と意気込む。

### 高齢の避難者支える福祉チームDCAT 熊本で奮闘 松川希実

朝日新聞 2016年6月6日

#### 避難所で出前相談をするDCATの田尻アヤ子さん=熊本県益城町



一連の熊本地震で大きな被害を受けた熊本県益城町で、介護福祉士らで作る災害派遣福祉チーム（DCAT（ディーキャット））が奮闘中だ。巡回相談などで、「地域で暮らし続けたい」と願う避難所の高齢者らを支えている。支援が必要な人を受け入れる福祉避難所の課題も見えてきた。



■避難所を巡回

益城町にある指定避難所の一つ、町交流情報センターの一角に「さしより相談処」がある。熊本県の介護福祉士らで作るチームが常駐し、相談に乗っている。「さしより」とは熊本弁で「とりあえず」。気軽に来てもらおうという意味を込めた。

朝9時から午後5時、相談は1日数十件ある。チーム約20人で手分けして、福祉施設以外の避難所11カ所を毎日2回巡回。トイレに手すりをつけるなど困りごとの相談にもものっている。

5月半ば、保健師から、避難所にいる男性(83)が転んだと連絡が入った。

チームの介護福祉士、田尻アヤ子さん(39)が駆け付けると、打撲で包帯を巻かれた腕を見て男性は「風呂は諦めるか……」と落ち込んでいた。男性は避難所に来て足腰が弱ってしまった。自衛隊が設置した風呂には縁が高いため入れず、近くの福祉施設の風呂にチームが送迎し週3回通っていた。

田尻さんはすぐに巡回の医師と相談。「風呂は続けて問題ないですよ」と男性に伝えると、ほっとした様子で、「風呂に行くと、殿様んごたる」。

DCATは災害直後に医師らを派遣する災害派遣医療チーム(DMAT(ディーマツト))の福祉版だ。行政が創設したものだけでも全国に10カ所、民間の社会福祉法人などが立ち上げたチームもある。

熊本県の取り組みは早く、2012年、高齢者や障害者関連の7団体と協定を結び、約660人が登録。災害発生時にいち早く駆けつけ、避難所では生活が難しい人を判断し、福祉避難所に移送するための訓練をしてきた。

## 発達障害児を個別療育 NPO法人、通所で生活適応訓練 栃木



下野新聞 2016年6月6日

障害者や不登校の児童らを支援するNPO法人「CCV」(鹿沼市茂呂)は5日までに、発達障害のある18歳までを個別療育する通所事業所「こども発達センターさくら」を栃木市平柳町1丁目に開設した。文具を使ったり家事や買い物をしたりする生活スキルや集団生活の適応訓練などを行う。CCVによると、発達障害児に特化して個別療育する事業所は県内初という。

「さくら」があるテナントビルの一室。パーティションで区切られた約4平方メートルのスペースが並んでいる。

発達障害児は療育が必要でも、人の気持ちを理解するのが苦手といった特性から、周囲とトラブルを起こしがち。そうした状況から、グループでの療育が難しいことが多い。

その子に合った生活スキル、学習などのプログラムを作成するため、さまざまな療育メニューを用意。保育士や臨床心理士の資格を持つ職員が療育する。

保護者も立ち会い、プログラム内容を理解しながら療育が進められるという。

1回1時間。1日最大10人を受け入れる。利用料は障害程度などによって異なり1回1千円程度。(問)こども発達センターさくら0282・28・6700。

## 公的手当「まとめ支給」、生活保護世帯の家計は不安定に 朝日新聞 2016年6月6日

3月14日付フォーラム面で、児童扶養手当などの「まとめ支給」で収入が不安定になる問題を紹介したところ、「生活保護の支給額も『まとめ支給』の影響を受けている」という声が母子世帯から寄せられました。どんな問題が起きているのでしょうか。

### ■月の収入差、30万円超

声を寄せてくれたのは、関西に住むひとり親の40代女性です。10代の子ども3人の

うち2人に重度の障害があり、うち1人は4年前、障害児の施設に入所しました。

「まとめ支給」と生活保護世帯の収入

この家では生活保護のほかに、低所得のひとり親世帯に出る「児童扶養手当」、障害児のいる世帯に出る「特別児童扶養手当」、子育て世帯に幅広く出る「児童手当」などを受けています。その結果、月収が大きく変わり、最大で3倍近くの「収入の波」ができるといいます。

なぜでしょう。生活保護ではまず、衣食住など生きていくのに必要な「最低生活費」が決まります。この家では月約34万円になります。一方、別に受け取る公的な手当は「収入」と認定され、「最低生活費」から「収入」を差し引いた額が毎月の生活保護費になります。この家では、手当の支給額が月あたり13万5千円あるため、差し引き約20万5千円が月々の生活保護費となります。

ところが、それぞれの公的な手当は、偶数月を中心に3~4カ月おきに「まとめ支給」されるため、手当の支給がある月とない月が生じます。この家の場合、児童扶養手当と特別児童扶養手当が同時に支給される4月や8月の収入は約60万円になりますが、手当のない奇数月は約21万円と、「最低生活費」に遠く及ばない額しか支給されません。

「無駄遣いせず、意識を持ってやりくりしているが、収入が読めないのがつらい」と母親は言います。

こうした「収入の波」は今後さらに荒くなります。児童扶養手当法の改正を受け、今年12月に支給される手当から2人目以降の子どもの加算額が増額されます。2人目の子どもの加算額が最大5千円増え、3人目以降が3千円増えます。

しかし生活保護世帯では、これが「収入増」とみなされるため、手当の増額分が、毎月の保護額から差し引かれます。このため、年間の収入は変わらないのに「波」だけが荒くなるのです。

関東に住み、5人の子どもを育てるひとり親の30代女性は「やりくりが本当に大変になる」と心配しています。

この家では、今年12月にまとめ支給される児童扶養手当（8~11月の4カ月分）は約5万7320円増えます。その代わりに、月々の生活保護費は12月から月約1万433

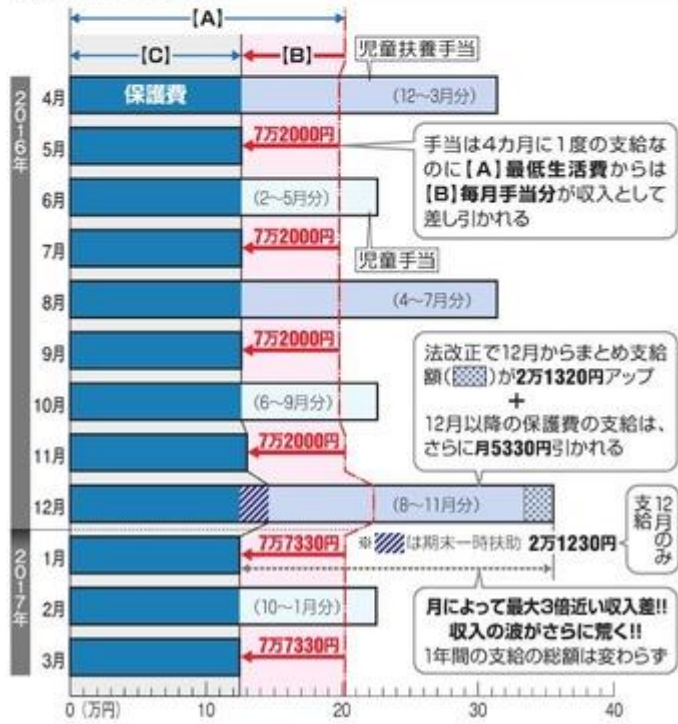
公的手当の「まとめ支給」は、生活保護世帯の収入の波も荒くする

〈モデル〉埼玉県内(2級地-1)の公営住宅に住む母子世帯



<b>[A]最低生活費(月額)</b>	<b>19万7930円</b>
冬季(11~3月)	20万2090円
生活扶助	12万5240円
住宅扶助(家賃実費)	2万4800円
母子加算	2万2890円
児童養育加算	2万5000円
冬季加算(11~3月)	4160円
<b>[B]月の収入認定額</b>	<b>7万2000円</b>
児童扶養手当	4万7000円
児童手当	2万5000円
↓	
<b>[C]支給される保護費</b>	
<b>[A] - [B] =</b>	<b>12万5930円</b>
冬季(11~3月)	13万0090円

実際の月々の収入は?



0円減ります。

今も支出のリズムを崩さないよう、食材の購入は2日に1回、1600円を超えないようやりくりしているそうです。

それでも今年3月、子どもの学校の制服代の支払いなどで現金が尽きかけ、困窮者に食料を無料で配る「フードバンク」のNPOでもらった乾パンや米で、4月の保護費支給日までしのいだそうです。

#### ■厚労省、見直し「検討はする」

生活保護世帯の家計のやりくりを難しくさせる「収入の波」を何とかすることはできないのでしょうか。厚生労働省に取材しました。

生活保護を担当する同省の保護課によると、働いて得る収入や、ほかの法律や施策による給付・補助などを受けてもなお、最低生活費に届かない困窮者の生活費を補うのが生活保護の原則だといいます。

「まとめ支給」の手当を「毎月の収入」と見なす根拠を聞いたところ、生活保護法に基づく「実施要領」で決まっているとのこと。要領には「6カ月以内の期間ごとに支給される年金または手当」について「各月に分割して収入認定する」と書いてあります。

4カ月に1度支給される児童扶養手当や児童手当の場合、子どもの年齢や人数によりますが、少なくとも月5万2千円以上が、毎月の「収入」と認定されます。

今後、2人目以降の子の児童扶養手当が増額されると、月々の生活保護費が減らされ、「波」がさらに荒くなる問題についても、保護課は「手当支給月に、(差し引かれた分が)払われているので支障があるとは考えていない」という見解です。

では、手当を毎月支給に変えることはできないのでしょうか。

まとめ支給の問題は国会でも議論されており、今年5月に児童扶養手当法が改正された際には、「支給回数の改善措置」を今後の検討課題とすることが付帯決議に盛り込まれました。手当の支給を担当する同省家庭福祉課は「付帯決議に盛り込まれたので検討はする」としていますが、見直しに向けた具体的な動きはまだありません。

#### ■毎月支給、独自に計画

兵庫県明石市の泉房穂(ふさほ)市長は、今年度内に児童扶養手当の毎月支給を実現するべく準備を進めています。方法や理由を聞きました。

1年半ほど前から、市独自の毎月支給の可能性を模索してきました。

厚生労働省は「毎月支給は、自治体の負担を増やす」として、消極的です。一方、自治体が独自に毎月支給しようとする「児童扶養手当法で支給月が決まっている。自治体独自の毎月支給だと(国が保障する最低限度を公平・平等に行う)ナショナルミニマムが確保できなくなる」といいます。

でも、ひとり親世帯で育つ子どもの生活を安定させるための手当です。毎月支給で家計が見通しやすくなれば、子どもの生活もより安定する。それを自治体の事務量の問題に収斂(しゅうれん)させてもいいのでしょうか。

そこで法改正を待たず、毎月支給を実現する仕組みを考えました。

希望者が対象です。国から4カ月分の手当がまとめて支給されたら、市を経て第三者機関がいったん預かり、そこから次の支給日まで1カ月分にならした額を毎月、受給者宅を訪れて渡します。ただ現金を渡すだけでなく、家庭状況を把握し、様々な支援につなぐ機会としても利用します。第三者機関は、NPOや社会福祉協議会などを想定しています。

8月、ひとり親の皆さんに手当の現況届を提出してもらった際、毎月支給の希望も一緒に尋ねる予定です。

社協が生活費や財産を預かり、当事者に必要な分を渡すノウハウは、高齢者や障害者福祉ですでに蓄積されています。それを子どもにも活用するのです。同省と調整でき次第、今年度内にこの形で毎月支給を始められたらと思っています。

#### ■支給頻度、健康状態にも影響 イチロー・カワチ米ハーバード公衆衛生大学院教授



現金給付の支給頻度は、受給者の消費のほか、健康状態にも影響すると、研究で明らかになっています。

例えば、米国で低所得者の食費を毎月補助する制度の受給者を対象にした研究では、支給直後の3日間、食料購入額が急増します。一方、お金が尽きてくると見られる支給月後半の摂取カロリー量は、月前半より有意に減ります。

また、カリフォルニア州で2008年までの8年間、低血糖で入院した糖尿病患者を所得別に比べたところ、高所得者層の入院率はどの週も変わりませんでした。公的給付を受けている低所得者層の入院率は、支給直前の週に目に見えて高まりました。支給のサイクルが食費購入や栄養摂取、ひいては健康悪化とも関連していることがうかがえます。

米国で公的給付を受けている低所得者も支給日直後に消費が高まり、次の支給日前にお金が尽きてしまう傾向は日本と同様です。公衆衛生や行動経済の視点から、支給頻度を隔週にした方がいいという議論もあります。日本の公的給付が、隔月や4か月おきなのは長すぎます。毎月支給にする必要があると考えます。

#### ■これまでの報道は

昨年12月27日付朝刊で、困窮するひとり親世帯への公的手当の「まとめ支給」が家計に激しい収入の波をもたらしている問題を報じました。

手当支給の頻度と月々の支出のペースが合わず、家計のやりくりが行き詰まってしまう母子世帯の実情などをルポしたところ、似た経験をした母親らから体験談が寄せられました。

3月14日付フォーラム面では、体験談のほか、自己責任でのやりくりを求める声、行動経済学の観点で「自制心の問題ではない」という専門家の指摘、幼稚園授業料を毎月補助している自治体の例も紹介しました。

#### ■支給回数の改善を

取材を終えて「何ともったいない」と思いました。支給と支出のタイミングがかみあわないというだけで、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する生活保護の理念と、生活の安定という手当の理念が十分発揮されていないのです。一刻も早く「支給回数の改善」を実現してほしいと思います。(錦光山雅子)



### 85歳夫、首絞められ死亡 逮捕の81歳妻「介護に疲れた」 共同通信 2016年6月4日

自宅で介護していた夫の首をネクタイで絞めたとして、大阪府警旭署は4日、殺人未遂の疑いで、大阪市旭区高殿、無職大槻美知子容疑者(81)を現行犯逮捕した。夫の祐二さん(85)は搬送先の病院で死亡が確認され、同署は殺人容疑に切り替え、詳しい経緯を調べる。同署によると、夫婦は2人暮らし。大槻容疑者は「夫に病気があり、介護疲れから殺そうとした」と供述している。大阪市内に住む長男(55)が、あおむけの状態で見つかり、110番した。逮捕容疑は4日午前11時40分ごろ、自宅マンションの一室で、祐二さんの首をネクタイで絞め、殺害しようとした疑い。

### スポーツでさわやかな汗 障害者ら1600人が参加 福井 産経新聞 2016年6月6日

「県障がい者スポーツ大会」が5日、福井市福町の県営陸上競技場などで開かれ、選手約千人やボランティアら計約1600人が参加した。選手たちは初夏の日差しのもとさわやかな汗を流した。

県主催で今回で6回目となる大会は5月22日～6月12日に個人7競技、オープン競技4種目が行われ、選手約1400人が出場している。個人7競技の優秀選手は10月に岩手県で開かれる全国大会に出場する。

5日は福井市真栗町のふくい健康の森けんこうスポーツセンターで開会式が行われ、西川一誠知事は「全国大会目指して日ごろの練習の成果を発揮してください。平成30年には福井国体・全国障害者スポーツ大会がいっしょに開催される。県民が幸せと元気が感じられる大会にしたい」とあいさつした。選手を代表して関野奈緒さん（19）＝福井市在住＝ら3人が「スポーツを通して楽しさを味わい友情を広げ、力の限り競技することを誓います」と宣誓した。

このあと、陸上競技や卓球、フライングディスクなどの競技を行った。

### 真岡北陵高が授業で福祉作業所支援 市社協と連携 下野新聞 2016年6月6日

【真岡】市社会福祉協議会と真岡北陵高は本年度から、授業の時間を使って生徒が福祉作業所を支援する連携を始めた。市内の高校が授業の一環として市社協と連携するのは初めて。作物の栽培を通じて交流し、障害者への理解を深めることなどを目的とする。連携に基づく初の試みとして、下大田和の障害者福祉施設「真岡さくら作業所」でこのほど、生物生産科の生徒と同施設利用者が合同でサツマイモの苗植えを行った。

市社協は11年度から年1回、同校教養福祉科に社会福祉士の国家資格を持った職員を外部講師として派遣している。15年秋から、両者は高校生と障害者が関わる機会を設ける方法を模索、同校と近い同施設へ訪問することになった。

合同で行ったサツマイモの苗植えには、生物生産科作物専攻3年の8人が参加。学習した技能を現場で活用する課題研究の授業で同施設の畑を訪れ、利用者約15人とともに作業した。今後も収穫までの間、除草などを行っていく。

また、教養福祉科1年の29人は10月28日、同施設で開かれる「収穫祭」に「介護福祉基礎」の授業時間を利用して初めて参加、利用者の介助などを行う。



### 世紀のバラマキ策に“ノー” 世界初のスイス国民投票で7割超が反対 全住民に月27万円支給は「労働意欲そぐ」 産経新聞 2016年6月6日



産経新聞 2016年6月6日  
スイスで行われた最低所得保障(ベーシック・インカム)導入をめぐる国民投票(ロイター)

【ベルリン＝宮下日出男】スイスで5日、すべての住民に対して無条件に毎月、一定額を支給する「最低所得保障」(ベーシック・インカム)の導入をめぐる国民投票が行われ、暫定の開票結果によると、反対が76・9%で賛成23・1%を大きく上回り、否決された。ただ、

欧州では新たな社会福祉のあり方の一つとして議論が広がっており、一石を投げそうだ。

最低所得保障の是非を国民全体に問うのは世界で初めて。市民団体が必要な署名を集めて投票が実現。投票で具体的な内容は問われていなかったが、団体側は大人に月2500スイスフラン(約27万円)、子供に625スイスフランを支給するとし、国内の外国人も対象に想定していた。

推進派は最低所得保障の導入で国内の貧困や不平等の是正につながるとし、失業手当などの社会保障と入れ替えることで行政効率化も図れると主張。だが、反対派はコストが大きく膨らむ上、逆に人々の労働意欲をそぐ、生産性を低下させると反論していた。

スイス政府やほとんどの政党は最低所得保障の導入に反対を表明。投票直前の世論調査でも約7割が反対していた。これに対し、推進派の市民団体側は「幅広い議論の開始こそが勝利だ」としている。

最低所得保障をめぐるのは他の欧州諸国でも導入を検討する動きがあり、フィンランド政府やオランダの自治体が効果を検証するため、来年から一部で試験実施する方針も示している。

## 置き去りの男児、泣きじゃくり方向感覚失う 道警が両親を児相通告

共同通信 2016年6月6日

北海道鹿部町で6日ぶりに保護された北斗市の小学2年生の男児（7）が、父親（44）から置き去りにされた際、泣きじゃくって方向感覚を失い、父親の車を追いかけるつもりが反対の山側に進んでしまったと説明していることが5日分かった。

男児は入院先で面会した父親や関係者に、陸上自衛隊駒ヶ岳演習場（鹿部町）内の施設で保護されるまで「誰かが必ず助けに来てくれる」と考え、水だけを飲んで誰にも会わず1人で待ち続けていたと話したという。

一方、道警は5日、男児が保護された3日に両親を函館児童相談所に通告したと明らかにした。児相は両親や男児から話を聴き対応を判断する。

道警は「児童虐待防止法で、虐待の疑いがあれば必ず通告することになっている。今回は林道に置き去りにした行為が心理的虐待に当たる疑いがあると判断した」と説明している。

父親は5日、函館市内で報道陣の取材に応じた。3日の面会で「つらい思いをさせてごめん」と謝ると男児は「お父さん優しいから、許すよ」と告げたという。父親は「健康状態は良く、元気に回復している」とした。

父親らによると、男児は水道で水を飲むだけで6日間何も食べなかった。22キロだった体重は保護された時、約2キロ減っていたという。〔共同〕

## 社説 里親制度 社会に根付かせたい

毎日新聞 2016年6月6日

子供を育てるのは親の責任である。しかし、親が育てられない場合、その子供はどうなるのか。

虐待や予期しない妊娠などの理由で親と一緒に暮らせない子供は現在約3万9000人いる。ほとんどは児童養護施設や乳児院などで集団生活をしている。プライバシーのない環境でストレスにさらされている子供は多い。

先の国会で成立した改正児童福祉法では、親が養育できない場合は施設ではなく、里親などを優先し、特に就学前の幼い子は原則として「家庭養育」することが明記された。実親との関係を戸籍上抹消する特別養子縁組についても利用促進に向けて制度改正に取り組むこととなった。

わが国の児童福祉の歴史からすれば画期的な転換である。法律上の親権を持たず、都道府県からの委託で子供を育てるのが里親だ。成り手を増やし、社会全体で保護の必要な子を守る文化を育てたい。

震災孤児の施設収容を目的に児童福祉法は1947年に制定された。施設関連の予算は低く抑えられ、子供が健全に育つ権利について顧みられることはあまりなかった。

近年になって児童虐待は急増し、傷ついた子供たちで満杯状態の施設は多い。施設で育った子の大学や高校の進学率は一般に比べて著しく低い。賃金の低い非正規雇用の仕事しか見つからず、貧困の連鎖に陥っているのが実情なのだ。

先進諸国を見ると、保護の必要な子は里親など家庭的な環境で育てるのが一般的で、里親への委託率が15%しかない日本は特殊な存在だ。

日本でも50年代には里親が8000人以上いたが、80年代になると3分の1以下に落ち込んだ。原則として専業主婦家庭で、自宅もある程度の広さがあることなど、審査は厳しい。国からの生活費の補助は少なく、経済的余裕がないと里親にはなれないのだ。

政府は保護の必要な子の受け皿として、里親・グループホーム・施設を3分の1ずつにすることを打ち出している。里親になるための条件も緩和する傾向にあり、少しずつ成り手は増えている。

自治体間の格差は大きい。委託率が1桁の自治体は多いが、新潟県は44%を超え、福岡市や大分県もこの10年で3倍以上となった。児童相談所に専任職員を配置したり、支援機関の充実、NPOと連携した広報に取り組んだりしている点が共通している。

虐待でトラウマを抱えた子や発達障害児など養育が難しい子供は増えている。経済的援助とともに相談体制や心理面などの専門的な支援も手厚くし、里親制度を社会に根付かせていくべきだ。

## 社説 デジタル教科書 急ぐ前に広く論議を

毎日新聞 2016年6月6日

小中高校生らがタブレット端末に入った教科書のデータで学ぶ「デジタル教科書」が、2020年度から導入される見通しだ。文部科学省の有識者会議が中間報告をまとめ、実施とデジタル教科書の位置づけについて大まかな方向性を示した。

だが、課題や不安要素も少なくない。そもそもデジタル教科書がなぜ必要なのか、認識が広く共有されているとはいいがたい。

導入には、例えば音声で発音も学べる英語、図形の移動、拡大や書き込み、写真や動画でわかりやすい理科など、多様なデジタル機能を生かした学習効果への期待がある。

一方で、ネットでの調べ学習などは、必ずしも書く力や主体的な思考力の育成にそぐわず、長時間使用には依存傾向や健康への影響も懸念されるという指摘もある。

だが効果にせよマイナスの影響にせよ、本格的な実証データはない。部分的な導入後に段階的に広げながら検証研究を進めるというが、見切り発車にならないか。

当面は検定を受けた現行の紙の教科書使用を基本にし、同一内容のデジタル教科書の機能を生かして部分的に併用する。

だが、紙とデジタルを同じ学習内容にして併用する意味がどれほどあるか。「教科書」であるからには、内容が検定のチェックで「質」を担保されたものでなければならないという考え方だ。

しかし、これまでも「補助教材」としてデジタル教材は教科書会社が開発し、利用されている。その蓄積も生かしながら、デジタル教科書の内容は「同一」より創意を生かして緩やかにしてはどうだろうか。

加えて難題は、地域や学校によって「格差」が生じかねないことだ。義務教育の教科書は無償と定められている。デジタルも無償にするのは「直ちには困難」とされた。

保護者の負担が考えられるが、財政や家庭状況などによって整備に大きな差異が出るのはおかしい。教育の機会均等の鉄則に立ち、公的支援や価格の工夫を望みたい。

導入には教員の人材育成も不可欠だ。デジタル教科書では教員の指導力が軽視されるという懸念が一部にある。逆で、活用の技能と指導力がカギとなる。大学の教員養成課程などから育成する態勢が必要だ。

有識者会議は今後、導入・選定の主体とされ戸惑いも多い教育委員会などへのヒアリングや、国民の意見公募も踏まえて論議し、年内に最終報告を出す。明治以来「紙」のみが正式の教科書であった教育現場の転換期ともいえる。

急ぐよりも、課題や疑問を積み残さぬ論議の時と準備を求めたい。

